

オープンイノベーションEXPO2024

2024年12月5日(木)～12月6日(金)まで開催する(以下、「本展示会」という)に際し、株式会社すけっと(以下、「甲」という)と本展示会出展申込者(以下「乙」という)は、出展にあたり、以下の契約条項を遵守し、契約を締結する。

第1条 (出展申込・契約)

- 本出展契約は、本出展申込書を甲が承認した時点をもって成立します。
- 甲は、乙からの本出展申込書受領後、乙に対し出展料金の請求書を乙に発送します。乙は、甲が請求する出展料金を甲が指定する期日までに甲に銀行振込の方法により支払わなければならない。

第2条 (契約期間)

本出展契約の契約期間は、前条第1項に定める成立の時から、本展示会終了後乙の甲に対する全ての金銭の支払義務の履行が完了するまでとします。

第3条 (出展スペースの使用期間)

- 本展示会における乙の出展規模および出展場所(以下「出展スペース」という。)については、甲が行う小間割定によって決定し、甲はこれを乙に対して通知します。乙は、かかる甲の決定に対し、異議・変更等の申し出を行うことはできません。
- 乙による出展スペースの使用期間は、2024年12月3日(火)から2024年12月6日(金)までとします。但し、別途「出展社マニュアル」にて通知する時間帯に限られるものとします。

第4条 (乙による本出展契約の解約と変更)

- 乙は、甲にその旨書面で申し出て、甲の承諾を得た場合に限り、本出展契約を解約または変更する(出展面積の縮小を含む。)ことができます。この場合、甲は理由のいかんを問わず、既納の出展料金およびその他各種料金を返還しません。
- 前項に従い乙が本出展契約の解約または出展面積の減少をしようとする場合、乙は、事前に下記に定めるキャンセル料を甲に支払わなければならない。

出展時期	キャンセル料
2024年8月31日(土)まで	出展料金の50%
2024年9月1日(日)以降	出展料金の100%

第5条 (甲による本出展契約の解約と変更)

- 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、何等の催告なく、書面による通知により、本出展契約を解約・変更することができます。また、その際の判断基準や根拠などは公表しません。なお、甲は、理由のいかんを問わず、既納の出展料金およびその他各種料金は返還しません。また、甲はこれにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。本展示会の会期中、本出展契約が解約された場合、乙は直ちに一切の出展行為を中止し、甲の指示に従い、第13条第1項に従い自らの費用をもって出展スペースを原状に回復し、甲に返還しなければならないとします。
 - 乙による出展が本展示会の開催趣旨に反する恐れがある場合
 - 乙が公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがある場合
 - 乙が他の出展社に不都合を生じさせる恐れがある場合
 - 乙が本展示会において使用する建物または設備に損害を与える恐れがある場合
 - 本出展申込書に虚偽の記載がある場合
 - 本出展申込書の記載事項に変更が生じ、当該変更について甲の承諾を得られない場合
 - 乙が、本展示会の展示会場において知的財産権を侵害する展示物(模倣品)を展示し、または本展示会に関するか否にかかわらず知的財産権を侵害する物品の輸入・販売等の実施をしたもしくはしていた場合
 - 乙が第15条第1項または第2項各号に掲げる事項について違反したまたは違反していた場合
 - 乙が、本契約条項、出展要綱、もしくはその他甲が別途定める規定に反した場合、または甲の指示に従わない場合
 - 第1条第2項に基づき甲が指定する期日までに、乙による所定の金融機関への出展料金の振込が確認されない場合
 - 食品の管理・衛生に関し、関連法令の基準等を満たさないか、または関連法令に従わないと認められる場合
 - 乙に、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類似する法的倒産手続開始の申立てがなされたとき、支払の停止もしくは銀行取引停止処分がなされたとき、または、乙の重要な資産につき滞納処分による差押え、仮差押え、保全処分、差押え、競売手続の開始その他の強制執行手続きもしくは担保権実行手続が開始されたとき
 - 乙の共同出展社が前各号のいずれかに該当する場合
 - その他本出展契約を存続させるまたは乙が本展示会に出展することにつき、本展示会の管理、運営上支障がある場合

第6条 (本展示会の変更および中止)

- 甲は、天災地変、テロリズムの発生及び感染症のまん延その他の不可抗力および甲の責めに帰さない原因により、早期閉会、開催延期、規模縮小、会場の移転、または本展示会の開催を中止する決定ができるものとします。
- 甲は、開催規模、出展内容、来場者動員数等から予測して、本展示会開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合は、本展示会の開催を中止する決定ができるものとします。
- (1)および(2)の場合、甲は、これによって生じた乙、またはその他の者の損害につき、責任を負いません。
- 甲が、(1)に基づき、本展示会を早期閉会、開催延期、規模縮小または会場の移転とする決定をした場合であっても、乙は出展ブース料及びオプション料(レンタルパッケージ装飾や出展者プレゼンテーションに関する費用など、出展ブース料以外で、甲と乙の直接契約から発生した費用。以下出展ブース料と併せて「出展料」という)の全額を支払うものとし、既に支払った出展料については返金しないものとします。
- 甲が、(1)又は(2)に基づき、本展示会の開催を中止する決定(以下「中止決定」という)をした場合、中止決定の時点で、出展料の全額を支払った乙に限り、本展示会の中止に対する代替措置として、以下のアあるいはイいずれか1つを選択することができます。本展示会の中止についての甲の乙に対する補償は本項規定の内容に限るものとし、乙は甲に対してこの他になんらの請求もするとはできないものとします。
 - ア 次回の同種の展示会へ出展料(税込)の80%を甲より返金
 - イ 乙は、中止決定後7営業日以内に、前号の選択をして、甲に通知するものとします。
 - 乙が前号の期限内に通知をしない場合は、第1号の選択を放棄したものとみなし、出展料の返金を受けられなくなります。
 - 甲が中止決定をした時点で、乙が出展料を支払っていない場合には、乙は出展料(税込)の30%を甲に支払うこととします。

第7条 (甲の管理と免責)

- 甲は、本展示会の会期および搬入出期間中、善良なる管理者の注意をもって、本展示会の円滑な運営に努めます。甲が、乙に対し、本展示会に関し、搬入出・展示および実演等の中止・制限その他必要な措置を求めた場合、乙は、自らの費用で当該必要な措置を即時にとらなければならないとします。
- 甲は、乙が甲の前項の通知に従わない場合、自らの判断により必要な措置をとることができます。この場合、当該措置に係る費用は全て乙の負担とし、甲は、これにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。
- 甲は、天災、地震その他不可抗力等甲の責めに帰さない事由によって生じた、乙の損害についての責任は一切負いません。

第8条 (乙の管理)

- 乙は、本展示会の会期および搬入出期間中、自らの責任と費用により出展物・装飾物等を管理し、搬入出・展示および実演等に際し、甲が別途定める「出展社マニュアル」に基づき最善の注意を払い、展示会の円滑な運営に努めなければならないとします。甲は、乙の出展物・装飾物等に関する盗難等については責任は一切負いません。
- 乙は、自らおよびその代理人等の不注意等によって甲および第三者に生じる損害等についての一切の責任を負わなければならないとします。

第9条 (出展物)

- 乙は、甲が「出展社募集のご案内」で定める<出展物>に記載された物で、事前に甲の承諾を受けた物のみを展示することができます。
- 甲は、乙が前項に違反する物を出展した場合、乙に対し、その出展物の即時撤去を求め通知をすることができます。通知を受けた乙は、当該出展物を即時撤去しなければならないとします。この場合にかかる費用は乙の負担となります。
- 前項の場合において、甲は、乙が甲の通知に従わない場合、自らの判断により当該出展物の撤去をすることができる他、甲が適当と考える措置をとることができます。この場合にかかる費用は乙の負担となります。また、甲は、これにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。

第10条 (設備使用等に伴う支払義務)

乙は、本展示会への出展にともない、甲が提供する設備やサービスを必要とする場合には、甲に対し、甲が別途定める「出展社マニュアル」により申込み、所定の料金を所定の期日までに支払わなければならないとします。

第11条 (装飾施工)

- 乙の出展スペース内の装飾施工は、乙が自らの責任と費用において行わなければならないとします。その装飾施工については、乙は、甲が別途「出展社マニュアル」に定める装飾規程を遵守しなければならないとします。
- 甲は、乙が前項に違反する装飾施工をした場合、乙に対し、その装飾物の即時改修を求め通知をすることができます。通知を受けた乙は、当該装飾物を即時改修しなければならないとします。この場合にかかる費用は乙の負担となります。
- 前項の場合において、甲は、乙が甲の通知に従わない場合、自らの判断により当該装飾物の改修をすることができる他、甲が適当と考える措置をとることができます。この場合にかかる費用は乙の負担となります。また、甲は、これにより乙に生じる損害等についての責任は一切負いません。

第12条 (立ち入り点検)

- 甲またはその代理人は、本展示会の会場における保全・防火・防犯その他管理運営上必要がある場合、あらかじめ乙に通知したうえで、出展スペース内に立ち入り、これを点検し適当な措置をとることができます。ただし、緊急の場合等甲があらかじめ乙に通知することができない場合は、事後の報告でも足りることとします。
- 前項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならないとします。

第13条 (原状回復)

- 乙は本展示会の会期終了後、ただちに、自らの費用をもって、出展スペース内の出展物、装飾物その他一切の物件を撤去のうえ、別途「出展社マニュアル」に定める時間までに出展スペースを原状に回復し、甲に返還(以下これらの行為をあわせて「原状回復」という。)しなければならないとします。
 - 乙が前項の原状回復をしなかったときは、甲は、出展スペース内の出展物、装飾物その他一切の物件の所有権を乙が放棄したものとみなして、これを任意に処分して、原状回復をすることができます。この場合にかかる費用は乙の負担となります。これについて、乙は、甲に対して、一切の請求、異議の申立て等はできません。
 - 本展示会終了と同時に乙が第1項による出展スペースの原状回復をしないときは、乙は甲が別に定める損害金を支払わなければならないとします。
 - 乙は、甲に対して、出展スペースの原状回復にあたって、出展物、装飾物その他一切の物件の買取り、移転料その他一切の請求をすることはできません。

第14条 (禁止事項)

- 乙は次の行為をすることができません。万一、乙がかかる行為をした場合、甲は乙に対し展示の中止、装飾の撤去を行います。甲は、これにより生じる費用を乙に請求することができます。
 - 出展スペースの全部または一部を、有償・無償を問わず、第三者に担保として供し、譲渡もしくは貸与または出展社相互間で交換すること。
 - 本展示会の会場の建物および敷地内において、乙が出展スペース以外で、出展物の展示や装飾施工もしくはカタログの配布等の宣伝行為をすること。ただし、甲が事前に承諾した場所については、この限りではありません。
 - 他の出展社、来場者および甲に迷惑となる行為を行うこと。
 - 出展スペースを含む本展示会の会場の建物・設備もしくは敷地に損害を及ぼすおそれのある行為を行うこと。
 - 本展示会の会場にて知的財産権を侵害する展示物(模倣品)の展示・販売を行なうこと。
 - 食品の管理・衛生に関し、関連法令の基準等を満たさないか、または関連法令に従わないと認められること。
 - 第15条第1項および第2項各号に掲げる事項について違反するおそれが生じる行為をすること。
 - 第5条各号に該当するおそれを生じさせる行為をすること。
 - 本契約条項、出展要綱およびその他甲が別途定める規定において禁止された行為を行うこと。

第15条 (遵守事項等)

- 乙は、本展示会の来場者その他第三者との間で生じたトラブルの一切について、自らの責任と負担において解決しなければならないと、甲に対して損害を一切及ぼさないために必要とする全ての措置を行わなければならないものとします。
- 乙は、甲に対して、次の各号の事項を保証し、確約します。かかる事項について違反した場合は違反していることが発覚した場合、乙は、主催者に生じた損害の一切を甲に対して賠償しなければならないとします。
 - 乙が、本展示会における出展社として、(i)展示品等の搬入出、出展および実演等、来場者その他第三者との間の取引等、ならびにこれらの準備等の行為をするために必要な権利を全て有していること、(ii)当該行為により来場者を含むいかなる第三者の権利も侵害しないこと、ならびに(iii)当該行為が宅地建物取引業法、特定商取引法、その他の法令等に違反しないこと。
 - 乙もしくは乙の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役員またはこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、集团的にもしくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織、事業内容が明確でない団体、もしくはこれらに準ずる者もしくは団体、またはそれらの構成員もしくは関係者(以下総称して「反社会的勢力等」という。)ではないこと。
 - 乙が反社会的勢力等に乙の信義を利用させ、本出展契約を締結するものでないこと。

第16条 (規定の遵守)

乙は、本契約条項、出展要綱およびその他甲が別途定める規定を遵守しなければならないとします。また、甲は、甲が必要と認める場合には、諸規定を変更することがあります。この場合、乙は変更後の新規定を遵守しなければならないとします。

第17条 (遅延損害金)

- 甲および乙は、本契約条項に別途定める場合を除き、本契約条項上の債務の履行を遅延した場合には、当該債務を履行すべき日(同日を含む。)から当該履行を遅延した債務(以下、本条において「履行遅延債務」という。)の全てを履行した日(同日を含む。)までの期間につき、履行遅延債務の金額に、年率14%の割合を乗じて算出した遅延損害金を、直ちに、相手方に支払うものとします。
 - 前項の遅延損害金の算出方法は、両端および1年を365日とした日割計算とし、除算は最後の日、1日未満は切り捨てるものとします。

第18条 (管轄裁判所)

甲および乙は、本出展申込書または本出展契約から生ずる紛争について訴訟を行う場合は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第19条 (準拠法)

本出展申込書および本出展契約は、日本法を準拠法とし、かつこれに従って解釈されるものとします。

第20条 (その他)

本契約条項に定めのない事項については、甲が別途定める「出展社マニュアル」等の規定によるものとします。その他の定めのない事項については、甲の判断によるものとします。